

津都都第318号 平成31年3月31日

改正 津都都第433号 令和元年10月1日

津山市緊急輸送道路（避難路）沿道建築物耐震改修等事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、地震に対する建築物の安全性を向上させ、地震発生時における建築物の倒壊による緊急輸送道路（避難路）の閉塞を防ぎ、災害応急活動等の円滑な実施を図るため、緊急輸送道路（避難路）沿道建築物の耐震改修等を実施する当該民間建築物の所有者に対し、予算の範囲内において津山市緊急輸送道路（避難路）沿道建築物耐震改修等事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、津山市補助金等交付規則（昭和42年津山市規則第13号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）耐震診断 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐促法」という。）第2条第1項に規定する耐震診断で、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号。以下「基本方針」という。）別添第1建築物の耐震診断の指針に基づき行うものをいう。
- （2）補強計画 耐震診断の結果に基づき、地震に対して安全な構造となるよう行う建築物の耐震改修工事の設計をいう。
- （3）耐震改修 耐促法第2条第2項に規定する耐震改修で、基本方針別添第2「建築物の耐震改修の指針」に基づき行うものをいう。
- （4）除却 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された建築物の又は一部全部を撤去することをいう。
- （5）耐震改修等 補強計画、耐震改修又は除却をいう。
- （6）緊急輸送道路（避難路）沿道建築物 耐促法第7条第3号に規定する建築物をいう。

- (7) 住宅 建築物のうち、一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものをいう。）を含む。）をいう。
- (8) マンション 共同住宅のうち、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は第9号の3に規定する準耐火建築物であって、延べ面積1,000平方メートル以上、かつ、地階を除く階数が3以上のものをいう。
- (9) 緊急輸送道路（避難路） 耐促法第6条第3項第1号の規定により、津山市耐震改修促進計画に記載された道路をいう。
- (10) 耐震評価機関 岡山県建築物耐震診断等事業費補助金交付要綱（平成14年4月1日施行）第10条の規定により岡山県知事が指定した耐震評価機関、既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会が定める耐震判定委員会登録要綱（平成21年7月28日制定）第2条の規定により登録を受けた耐震判定委員会その他岡山県知事が認めた機関をいう。
- (11) 建築士 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定により登録を受けた建築士事務所に所属する同法第2条に規定する一級建築士、二級建築士及び木造建築士をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市税を完納している者であって、補強計画、耐震改修又は除却の事業（以下「補助事業」という。）を行う民間建築物の所有者とする。

2 前項の規定にかかわらず、2以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。）が存する建築物については、同法第3条に規定する団体を補助金の交付対象とするものとし、その要件については、市長が別に定める基準によるものとする。

（補助事業の実施、評価等）

第4条 補強計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）第5条第1項各号に規定する者（以下「耐震診断資格者等」という。）により行わなければならない。

2 補強計画を行う事業（以下「補強計画事業」という。）は、耐震診断を受け、その結果について耐震評価機関の評価を受けなければならない。

- 3 耐震改修工事は、耐震診断資格者等による補強計画に基づき、行わなければならない。
- 4 耐震改修工事の工事監理は、建築士法第3条から第3条の3までの規定に基づき、工事監理をすることができる建築士及び耐震診断資格者等が行い、適切に工事が行われていることを確認しなければならない。この場合において、用途、延べ面積、高さ、軒の高さ及び階数は、耐震改修工事を行う建築物全体を新築するものとみなして当該各条の規定を適用する。
- 5 補助事業は、第7条第4項の規定による交付決定のあった日の属する年度の末日までに完了しなければならない。ただし、耐震改修を行う事業（以下「耐震改修事業」という。）又は除却を行う事業（以下「除却事業」という。）で、第14条の規定による複数年度事業計画の承認を受けたものについては、この限りでない。

（補助対象建築物等）

第5条 補助金の交付の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、別表のとおりとする。

- 2 補助金の交付は、一の補助対象建築物であって、同一内容の補助事業につき1回限りとする。ただし、第14条の規定による複数年度事業計画の承認を受けた事業については、この限りでない。

（補助金の額等）

第6条 補助対象経費及び補助金の額の算定は、別表に定めるところによるものとする。

- 2 第14条の規定による複数年度事業計画の承認を受けた補助事業の補助金の額については、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める方法により算定するものとする。

（1）当該補助事業の最終年度以外の年度 前項の規定による補助金の額を当該年度の出来高割合によって算出して得た額

（2）当該補助事業の最終年度 前項の規定による補助金の額から前号の規定による出来高割合の額を差し引いた額

- 3 前2項の場合において、算出して得た額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請等）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

- （1）補強計画事業の場合

- ア 津山市緊急輸送道路（避難路）沿道建築物耐震改修等事業費補助金交付申請書（補強計画）（様式第1号）
 - イ 設計者等届出書（様式第2号）
 - ウ 添付書類チェックリスト（補強計画）（様式第3号）
 - エ 事業計画書（補強計画）（様式第4号）
 - オ 耐震対策緊急促進事業補助金に係る協議書（津山市安全確認計画記載建築物の耐震診断結果の報告に関する事務処理要領第3条第2項に規定する事前協議書。以下「協議書等」という。）の写し
 - カ 耐震診断を受け、耐震評価機関から倒壊の危険性があると判断された評価書及び判定概要書（以下「耐震診断評価書等」という。）の写し
 - キ 補強計画をする建築物の所有者及び建築時期が確認できる書類
 - ク 補強計画をする建築物の外観写真
 - ケ 補強計画をする建築物の付近見取図（S=1：2500）、配置図、平面図、求積図及び構造図
 - コ 補強計画に要する見積書及び見積内訳書の写し
 - サ 補強計画を実施する建築士事務所の登録証明書及び補強計画をする者に係る建築士免許証の写し
 - シ 補強計画をする者に係る耐震診断資格者等の資格を有することが分かる書類の写し
 - ス 補強計画をする建築物及び当該建築物が存する土地の登記事項証明書並びに補強計画をする建築物の所有者が法人である場合は、当該法人の登記簿謄本
 - セ アからスまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (2) 耐震改修事業の場合
- ア 津山市緊急輸送道路（避難路）沿道建築物耐震改修等事業費補助金交付申請書（耐震改修）（様式第5号）
 - イ 工事監理者・施工者届出書（様式第6号）
 - ウ 添付書類チェックリスト（耐震改修）（様式第7号）
 - エ 事業計画書（耐震改修）（様式第8号）
 - オ 協議書等の写し
 - カ 耐震診断評価書等の写し

- キ 補強計画に係る耐震診断を受け、耐震評価機関から地震に対する安全性に係る基準に適合していると判断された評価書及び判定概要書（以下「補強計画概要書等」という。）の写し
 - ク 地震に対して安全な構造とする旨の特定行政庁（「建築基準法第2条第35号に規定する特定行政庁」をいう。以下同じ。）による勧告又は法に基づく指導を受けたことを確認できる書類の写し
 - ケ 耐震改修をする建築物の所有者及び建築時期が確認できる書類
 - コ 耐震改修をする建築物の外観写真
 - サ 耐震改修をする建築物の付近見取図、配置図、平面図、求積図及び構造図
 - シ 補強箇所、補強方法等が分かる図面
 - ス 耐震改修に要する見積書及び見積内訳書の写し
 - セ 工事監理を実施する建築士事務所の登録証明書及び工事監理をする者に係る建築士免許証の写し
 - ソ 工事監理をする者に係る耐震診断資格者等の資格を有することが分かる書類の写し
 - タ 耐震改修をする建築物及び当該建築物が存する土地の登記事項証明書並びに耐震改修をする建築物の所有者が法人である場合は、当該法人の登記簿謄本
 - チ アからタまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (3) 除却事業の場合
- ア 津山市緊急輸送道路（避難路）沿道建築物耐震改修等事業費補助金交付申請書（除却）（様式第5号）
 - イ 添付書類チェックリスト（除却）（様式第7号）
 - ウ 事業計画書（除却）（様式第8号）
 - エ 協議書等の写し
 - オ 耐震診断評価書等の写し
 - カ 地震に対して安全な構造とする旨の特定行政庁による勧告又は法に基づく指導を受けたことを確認できる書類の写し
 - キ 除却をする建築物の所有者及び建築時期が確認できる書類
 - ク 除却をする建築物の外観写真
 - ケ 除却をする建築物の付近見取図、配置図、平面図及び求積図

コ 除却に要する見積書及び見積内訳書の写し

サ 除却をする建築物及び当該建築物が存する土地の登記事項証明書並びに除却をする建築物の所有者が法人である場合は、当該法人の登記簿謄本

シアからサまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、第3条第2項の規定による補助金の交付を受けようとする者が提出する書類については、市長が別に定める基準によるものとする。

3 第14条の規定による複数年度事業計画の承認を受けた耐震改修事業又は除却事業の補助金の交付申請については、年度ごとに行うものとする。この場合において、補助金の交付を受けようとする者が提出する書類については、第1項第2号及び第3号の規定にかかわらず、市長が別に定める基準によるものとする。

4 市長は、第1項の規定により申請書の提出があったときは、速やかにこれを審査し、補助金の交付の適否を決定し、津山市緊急輸送道路（避難路）沿道建築物耐震改修等事業費補助金交付決定通知書（様式第9号）により通知するものとする。

5 市長は、前項の規定による決定に際し、必要に応じて条件を付することができる。

（変更の承認等）

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付対象となる耐震改修等の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

（1）補助対象経費の変更

ア 津山市緊急輸送道路（避難路）沿道建築物耐震改修等事業変更承認申請書（様式第10号）

イ 変更事業計画書（補強計画）（様式第4号）、変更事業計画書（耐震改修・除却）（様式第8号）

ウ 変更内容が分かる図書及び図面

エ 変更見積書及び変更見積内訳書の写し

オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（2）前号に掲げる変更以外の変更

ア 津山市緊急輸送道路（避難路）沿道建築物耐震改修等事業変更承認申請書（様式第10号）

イ 変更内容が分かる図書

ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により申請書の提出があったときは、速やかにこれを審査し、適当と認めるときは変更を承認し、津山市緊急輸送道路（避難路）沿道建築物耐震改修等事業変更承認通知書（様式第11号）により通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による承認に際し、必要に応じて条件を付し、又は交付決定のときに付した条件を変更することができる。

4 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、津山市緊急輸送道路（避難路）沿道建築物耐震改修等事業中止（廃止）承認申請書（様式第12号）を市長に提出し、その承認を津山市緊急輸送道路（避難路）沿道建築物耐震改修等事業中止（廃止）承認通知書（様式第13号）にて受けなければならない。

（着手届）

第9条 補助事業者は、耐震改修等をしようとするときは、あらかじめ、津山市緊急輸送道路（避難路）沿道建築物耐震改修等事業着手届（様式第14号）に当該補助事業に係る契約書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

（中間検査）

第10条 補助事業者は、耐震改修事業の中間工程が完了したときは、津山市緊急輸送道路（避難路）沿道建築物耐震改修等事業中間検査申請書（様式第15号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出し、中間検査を受けなければならない。

（1） 中間工程工事の内容が分かる図書、図面及び写真

（2） 建築士等による施工状況報告書（様式第16号）

（3） 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（完了検査）

第11条 補助事業者は、補強計画が完了したときは、津山市緊急輸送道路（避難路）沿道建築物耐震改修等事業完了届（様式第17号）により市長に届け出なければならない。

2 補助事業者は、耐震改修又は除却が完了したときは、津山市緊急輸送道路（避難路）沿道建築物耐震改修等事業完了届（様式第18号）に次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長に届け出なければならない。

（1） 耐震改修事業の場合

- ア 工事完成写真
- イ 工事写真（工事着手前及び工事中のもの）
- ウ 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定により交付された検査済証の写し（同法第6条第1項の規定により確認済証（同法第6条の2第1項の規定により確認済証とみなされる場合を含む。）の交付を受けなければならない場合に限る。）
- エ 建築士等による適合確認書（様式第19号）
- オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(2) 除却事業の場合

- ア 工事完成写真
- イ 工事写真（工事着手前及び工事中のもの）
- ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 補助事業者は、第14条の規定による複数年度事業計画の承認を受けた耐震改修事業又は除却事業の完了の届出については、年度ごとに前項の完了届（様式第18号）に事業の区分に応じ同項各号に定める書類及び次の各号に定める書類を添えて、市長に届け出なければならない。ただし、当該事業の最終年度はこの限りでない。

- (1) 出来高割合を算定した工事内訳書
- (2) 出来高内容の分かる図書、図面及び写真
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

4 市長は、第2項又は前項の規定による届出があったときは、完了検査を実施するものとする。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その完了の日から20日を経過する日又は交付決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、津山市緊急輸送道路（避難路）沿道建築物耐震改修等事業補助金実績報告書（様式第20号）に次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補強計画事業の場合

- ア 事業実績明細書（補強計画）（様式第21号）
- イ 補強計画事業の契約代金の支払等を証する書類
- ウ 補強計画評価書等の写し

エ 補強箇所，補強方法等が分かる図面

オ 工程表，工事内訳書，その他当該年度の出来高が確認できる書類（複数年度計画承認の場合のみ）

カ アからオまでに掲げるもののほか，市長が必要と認める書類

(2) 耐震改修事業の場合

ア 事業実績明細書（耐震改修）（様式第22号）

イ 耐震改修事業の契約代金の支払等を証する書類

ウ 工程表，工事内訳書，その他当該年度の出来高が確認できる書類（複数年度計画承認の場合のみ）

エ ア及びウに掲げるもののほか，市長が必要と認める書類

(3) 除却事業の場合

ア 事業実績明細書（除却）（様式第22号）

イ 除却事業の契約代金の支払等を証する書類

ウ 工程表，工事内訳書，その他当該年度の出来高が確認できる書類（複数年度計画承認の場合のみ）

エ ア及びウに掲げるもののほか，市長が必要と認める書類

2 補助事業者は，第14条の規定による複数年度事業計画の承認を受けた耐震改修事業又は除却事業の実績報告については，年度ごとに前項の津山市緊急輸送道路（避難路）沿道建築物耐震改修等事業補助金実績報告書（様式第20号）に事業の区分に応じ同項各号に定める書類を添えて，市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第13条 市長は，前条の実績報告書の提出があったときは，これを審査し，補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは，交付すべき補助金の額を確定し，津山市緊急輸送道路（避難路）沿道建築物耐震改修等事業補助金交付額確定通知書（様式第23号）により通知するとともに，補助事業者の請求により補助金を交付するものとする。

（複数年度事業計画の承認）

第14条 耐震改修事業又は除却事業において，施行上事業を分割することが困難なもの又は著しく不経済となるもの等で事業を一括して施行する必要があるかつ，当該事業が複数年度にわたる場合にあつては，第7条第1項の規定による補助金の交付申請の前に，津山市緊

急輸送道路（避難路）沿道建築物耐震改修等事業補助金複数年度事業計画承認申請書（様式第24号）に次の各号に掲げる事業の区分に応じ，当該各号に定める書類を添えて，市長に提出し，当該事業に係る事業費の総額及び事業完了予定時期等について，承認を受けなければならない。

（1）耐震改修事業の場合

- ア 協議書等の写し
- イ 耐震診断評価書等の写し
- ウ 補強計画評価書等の写し
- エ 地震に対して安全な構造とする旨の特定行政庁による勧告又は法に基づく指導を受けたことを確認できる書類の写し
- オ 耐震改修をする建築物の外観写真
- カ 耐震改修をする建築物の付近見取図（S=1：2500），配置図，平面図及び求積図
- キ 補強箇所，補強方法等が分かる図面
- ク 年度ごとの出来高の予定が確認できる書類
- ケ 年度ごとの工程が確認できる書類
- コ 年度ごとの資金計画が確認できる書類
- サ 耐震改修工事を完了させる旨の誓約書（様式第25号）
- シ アからシまでに掲げるもののほか，市長が必要と認める書類

（2）除却事業の場合

- ア 協議書等の写し
- イ 耐震診断評価書等の写し
- ウ 地震に対して安全な構造とする旨の特定行政庁による勧告又は法に基づく指導を受けたことを確認できる書類の写し
- エ 除却をする建築物の外観写真
- オ 除却をする建築物の付近見取図（S=1：2500），配置図，平面図及び求積図
- カ 年度ごとの出来高の予定が確認できる書類
- キ 年度ごとの工程が確認できる書類
- ク 年度ごとの資金計画が確認できる書類
- ケ 除却工事を完了させる旨の誓約書（様式第25号）

コ アからケまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 前項の規定にかかわらず、耐震対策緊急促進事業補助金の申請を併せてする場合で、国土交通省中国地方整備局長による全体計画の承認を受けているものに係る提出書類については、市長が別に定める基準によるものとする。
- 3 市長は、第1項の申請書の提出があったときは、速やかにこれを審査し、その適否を決定し、津山市緊急輸送道路（避難路）沿道建築物耐震改修等事業補助金複数年度事業計画承認通知書（様式第26号）により通知するものとする。

（複数年度事業計画の変更承認）

第15条 前条第1項の承認を受けた者は、当該事業に係る事業費の総額及び事業完了予定時期等の内容を変更しようとするときは、変更の承認を受けなければならない。

- 2 前条の規定は、前項の規定による変更承認の手続について準用する。

（消費税仕入控除税額の報告等）

第16条 補助事業者は、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる額と当該額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。）が確定した場合は、所定の消費税仕入控除税額報告書により速やかに市長に報告しなければならない。この場合において、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による報告があったときは、補助金を交付する前にあつては当該消費税仕入控除税額に相当する額を減額して交付するものとし、補助金を交付した後にあつては当該消費税仕入控除税額に相当する額の補助金を返還させるものとする。

（代理受領）

第17条 補助事業者は、補助金の受領について、第4条第1項に規定するもの又は耐震診断資格者等の当該者が属する設計事務所に委任することができる。

- 2 前項の場合において、補助事業者は、第12条に規定する報告書に次に掲げる書類を添え

て市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金の代理受領に係る委任状
- (2) 耐震診断等に係る請求書の写し
- (3) 前号に掲げる請求書の金額から補助金の額を差し引いた金額の領収書の写し

(公表)

第18条 市長は、補助金を交付した耐震改修等について、事業の内容及びその結果による耐震性能を延滞なく公表するものとする。

2 公表の対象となる建築物の種類及び公表の方法は、市長が別に定める。

(取引上の開示)

第19条 補助金の交付を受けて補強計画又は耐震改修を実施した建築物の所有者は、当該建築物を譲渡し、又は貸与しようとするときは、譲受人又は賃借人に補強計画又は耐震改修の結果による耐震性能を開示しなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

別表（第5条、第6条関係）

事業区分	補助対象建築物	補助対象経費	補助率等
補強計画 事業	緊急輸送道路（避難路）沿道建築物であって、次に掲げる要件の全てに該当する建築物 (1) 市内に存すること。 (2) 昭和56年5月31日以前に工事着手されたもの	次に掲げる経費（補助対象建築物の床面積に、1,000平方メートルまでの部分については1平方メートル当たり <u>3,670</u> 円を、	補助対象経費の3分の2。ただし、補助金の額は、1棟につき3,500,000円を限度とする。

<p>であること。</p> <p>(3) 建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に違反していないものであること。ただし、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定以外の規定に違反がある建築物であって、その違反の是正が行われることが確実に認められるものは除く。</p> <p>(4) 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること。ただし、当該建築物の敷地に接する道路が緊急輸送道路（避難路）として、津山市耐震改修促進計画に記載された日以後に耐震診断が完了したものについては、耐震評価機関から倒壊の危険性があると判断されたものに限る。</p> <p>(5) 耐震改修を行おうとする建築物の一部の除却を伴うものである場合は、市長が別に定める基準に適合</p>	<p>1,000平方メートルを超え2,000平方メートルまでの部分については1平方メートル当たり <u>1,570</u>円を、</p> <p>2,000平方メートルを超える部分については1平方メートル当たり <u>1,050</u>円をそれぞれ乗じて得た額を合計した額を限度とする。）</p> <p>(1) 補強計画に係る経費</p> <p>(2) 耐震評価機関の評価に係る経費</p>	
--	--	--

	し、認めたものであること。		
耐震改修事業	<p>補強計画事業の補助対象建築物に該当するものであって、次に掲げる要件の全てに該当する建築物</p> <p>(1) 地震に対して安全な構造となるよう、特定行政庁による勧告又は法に基づく指導を受けたもので、建築基準法に基づく耐震改修に係る命令を受けていないものであること。</p> <p>(2) 耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となるものであること。ただし、当該建築物の敷地に接する道路が緊急輸送道路（避難路）として、津山市耐震改修促進計画に記載された日以後に補強計画が完了したものであるについては、耐震評価機関から耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となるものと判断されたものに限る。</p>	<p>耐震改修工事（工事監理に係る費用を除く。）に係る経費。ただし補助対象経費は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。</p> <p>(1) 住宅（マンションを除く。） 1平方メートル当たり <u>34,100</u>円</p> <p>(2) マンション1平方メートル当たり <u>50,200</u>円（免震工法等特殊な工法による場合は、<u>83,800</u>円）</p> <p>(3) 前2号に掲げるもの以外の建築物 1平方メートル当たり <u>51,200</u>円（免震工法等特殊な工法による場合は、<u>83,800</u>円）を限度</p>	<p>補助対象経費の3分の2。ただし、補助金の額は、1棟につき20,000,000円を限度とする。</p>

		<p>とする。ただし、耐震改修工事に併せて、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号国土交通事務次官通知別添）附属第Ⅲ編第1章ロー16-（12）において定めるイ-16-（12）の規定に基づく額のうち、①第5項第2号の（2）から（4）までに規定する工事のいずれかを行う場合は、それぞれに規定する面積又は台数当たりの額を限度として算定した額を耐震改修工事に係る経費に加算するものとする。</p>	
<p>除却事業</p>	<p>緊急輸送道路（避難路）沿道建築物であって、次に掲げる要件の全てに該当する建築物</p>	<p>除却工事に係る経費。ただし、補助対象経費は、次の各号に掲げる</p>	<p>補助対象経費の3分の2。ただし、補助金の額は、1</p>

	<p>(1) 市内に存すること。</p> <p>(2) 昭和56年5月31日以前に工事着手されたものであること。</p> <p>(3) 建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に違反していないものであること。ただし、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定以外の規定に違反がある建築物（その違反の是正が行われることが確実であると認められるものは除く）であること。</p> <p>(4) 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること。ただし、当該建築物の敷地に接する道路が緊急輸送道路（避難路）として、津山市耐震改修促進計画に記載された日以後に耐震診断が完了したものについては、耐震評価機関から倒壊の危険性があると判断されたものに限る。</p> <p>(5) 地震に対して安全な構</p>	<p>建築物の区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。</p> <p>(1) 住宅（マンションを除く。） 1平方メートル当たり <u>34,100</u>円</p> <p>(2) マンション 1平方メートル当たり <u>50,200</u>円</p> <p>(3) 前2号に掲げるもの以外の建築物 1平方メートル当たり <u>51,200</u>円</p>	<p>棟につき20,000,000円を限度とする。</p>
--	---	--	-------------------------------

	<p>造となるよう，特定行政庁 による勧告又は法に基づく 指導を受けたもので，建築 基準法に基づく耐震改修に 係る命令を受けていないも のであること。</p>		
--	---	--	--